

# 指定無線設備の購入者の皆様へ

販売店

## 1 無線局を開設するには免許が必要

お客さまがお買い上げになった無線設備は、電波法令により指定無線設備となっています。この無線設備を使用して無線局を開設しようとするときは、総務大臣の免許を受けなければなりませんので御注意下さい。（電波法第4条）

指定無線設備とは

- ① 26.1MHzを超え28.0MHz未満の周波数帯の電波を送信に使用する無線設備
- ② 144MHz以上146MHz以下の周波数帯の電波を送信に使用する無線設備
- ③ 430MHz以上440MHz以下の周波数帯の電波を送信に使用する無線設備
- ④ 889MHzを超え911MHz未満の周波数帯の電波を送信に使用する無線設備をいいます。

ただし、次のものは除かれます。

- ・無線電話以外の無線設備
- ・27.524MHzの電波を使用する注意信号発生装置を備え付けている無線設備
- ・航空機に施設された無線設備
- ・基地局または陸上移動中継局に使用される無線設備が送信する電波を受信することにより、送信が制御される無線設備
- ・電波法第4条各号に掲げる免許を要しない無線局の無線設備（発射する電波が著しく微弱な無線局の無線設備、市民ラジオの無線局の無線設備等）

## 2 免許を受けずに開設し、又は運用した場合は罰則あり

無線局の免許がないのに、無線局を開設し、又は運用した者は、電波法により1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。（電波法第110条第1号）

## 3 免許を受けるには免許申請が必要

無線局の免許を受けるには、免許申請書を下記の地方総合通信局に提出して、免許の申請を行うことが必要です。

詳しくは、地方総合通信局にお問い合わせください。

無線設備の常置場所	所轄の地方総合通信局等の名称、所在地及び電話番号
北海道	北海道総合通信局 〒060-8795 北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎 TEL011-709-2311（代）（内線4655,4657）